

＜重要事項説明書（訪問介護）＞

1 事業所概要

①事業所情報

事業所名	訪問介護事業所 アリア城里
所在地	茨城県東茨城郡城里町小勝 385
連絡先	0296-70-6112
管理者名	大森 春香
サービス種類	訪問介護・介護予防訪問介護
介護保険指定番号	087310737
サービス提供地域	久慈郡大子町、常陸大宮市、東茨城郡城里町、常陸太田市、水戸市 ひたちなか市、那珂市、那珂郡東海村、東茨城郡大洗町、鉾田市 笠間市

※サービス提供地域に関して、提供地域外の方はご相談ください。

②営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後5:00
土曜日	午前9:00 ~ 午後5:00
定休日	日曜日

③職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	社会福祉士	1		1
サービス提供責任者	看護師、介護福祉士	1	1	2
訪問介護員	介護職員初任者研修修了者 訪問介護員養成研修2級修了者	15	2	17

④事業目的・運営方針

事業目的	適切な訪問介護を提供することにより、状態の維持・改善を目的とする
運営方針	地域の保健、医療、福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 当事業所連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡等）

電話番号	0296-70-6112
担当部署	相談窓口
担当者	大森春香
受付時間	午前9:00 ~ 午後5:00

※ご不明な点はお尋ねください。 ご相談については、各市町村でも受け付けております。

3 サービスの内容

（1）身体介護

- ①食事介助：配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行います。
- ②入浴介助：浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。
- ③排泄介助：おむつ交換、トイレやポータブルトイレへの移動介助または見守り、誘導を行います。
- ④清拭：身体を清潔に保つため、全身または部分的に身体を拭きます。
- ⑤体位交換：褥瘡の防止のために、一日何回か体位交換を行う際の介助を行います。

⑥着脱介助：できることはご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦整容介助：整髪、美容、爪切りなどを行います。

(2) 生活援助

①買い物：日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認を得ながら行います。ご利用者様宅から買い物に出かけることが原則です。

②調理：食事の調理、配膳、食後の片付け、食品の管理を行います。

③掃除：ご利用者様が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。

④洗濯：日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロン掛け、ボタン付けや衣類のほつれの修繕などを行います。

⑤寝具の管理：布団干し、シーツの交換等を行います。

※同居のご家族がいる場合、生活援助はできません。

(3) その他サービス

介護相談 等

4 ご利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

＜別紙「介護報酬告示額」をご参照ください＞

■その他費用

(1) 交通費：通常の事業実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

(2) キャンセル料金

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の 10%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 25%
ご連絡なく訪問した場合	全額

5 ご利用者様負担金のお支払

事業所は、当月の利用者負担金の請求について、翌月15日までにご利用者様にご請求します。

ご利用者様負担金は、翌月20日までに次の方法でお支払いいただきます。

①銀行口座へのお振込

6 サービスの利用にあたっての留意事項

①利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

②事業所では、原則としてご利用者様宅の鍵のお預かりはいたしません。

鍵の取扱については、ご利用者様またはそのご家族とご相談させていただきます。

③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大森 春香（おおもり はるか）
-------------	---------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者様の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

※緊急の場合は、下記の連絡先に連絡を取ります。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時	希望医療機関	
ご家族	氏名（続柄）	
	連絡先	
居宅支援	ケアマネジャー	
事業所	連絡先	

1.1 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.2 サービス内容に関する苦情

①当社 お客様相談・苦情担当

担当： 吉岡 穎知子 (048-961-6521)

②その他 当社以外の苦情窓口

城里町 長寿応援課 介護保険グループ	(029-288-3111)
大子町役場 福祉課 高齢介護グループ	(0295-72-1117)
常陸大宮市 長寿福祉課 介護保険グループ	(0295-52-1111)
常陸太田市 福祉事務所 高齢福祉課	(0294-72-3111)
水戸市 福祉部 介護保険課 管理係	(029-297-1018)
ひたちなか市 福祉部 介護保険課	(029-273-0111)
那珂市 介護長寿課 介護保険グループ	(029-298-1111)
東海村 福祉部 保険課	(029-282-1711)
大洗町 福祉部 介護保険係	(029-267-5111)
鉾田市 福祉保健部 介護保険課	(0291-36-7761)
笠間市 保健福祉部 高齢福祉課	(0296-77-1101)
茨城県国民健康保険団体連合会	(029-301-1565)

1.3 利用者の尊厳

ご利用者様の人権・プライバシーの保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1.4 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことをお約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者様およびご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様および時間、その際のご利用者様の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

1.5 第三者による評価の実施状況

1 あり 実 施 日： 年 月 日

評価機関名称：

結果の開示： 1 あり 2 なし

なし

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明
交付しました。

＜事業者＞

所在 地 茨城県東茨城郡城里町小勝395-2

事業所名 訪問介護事業所 アリア城里
(指定番号 087310737)

説明者 管理者

印

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要な事項の説明を受け、同意しました。

＜利用者＞（署名または記名押印）

住 所

氏 名 印

＜利用者代理人＞（署名または記名押印）

住 所

氏 名 印